

◎ 東日本旅客鉄道株式会社戦傷病者乗車券引換規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社戦傷病者乗車券引換規則の一部を次のように改正し、2023年4月1日乗車となるものから適用する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>(戦傷病者に対して引換えをする乗車券類)</p> <p>第5条 戦傷病者が戦傷病者乗車券類引換証によつて、旅客運賃又は急行料金を無料の取扱いで引き換えることのできる乗車券類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号。以下「旅客規則」という。)第18条第1号に規定する普通乗車券とする。</p> <p>(2) 急行券 旅客規則第18条第2号に規定する立席特急券、自由席特急券、特定特急券及び普通急行券とする。ただし、前号の規定により引換えをした片道の営業キロが100キロメートルを超える普通乗車券を所持する戦傷病者が使用する場合には限るものとする。</p> <p>2 戦傷病者が戦傷病者急行券引換証(甲種)及び戦傷病者急行券引換証(乙種)によつて、指定席特急券、急行・指定特別車両券(A)、急行・寝台券及び急行・座席指定券を購入する場合は、次の各号に定めるところにより当該乗車券類と引換えることができる。</p> <p>(1) 特別急行列車の特別車両以外の座席指定車に乗車する場合(第2号及び第3号に掲げる場合を除く。)は、自由席特急料金又は特定特急料金と指定席特急料金との差額を支払う。</p> <p>(2) 特定特急料金が適用される区間を東京・博多間を運転する新幹線の特別急行列車のぞみ号又は新大阪・鹿児島中央間を運転する新幹線の特別急行列車みずほ号(以下これらを「のぞみ号等」という。)の指定席に乗車する場合(のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。)は、当該特定特急料金と、当該区間に対するのぞみ号等の通常期の指定席特急料金</p>	<p>(戦傷病者に対して引換えをする乗車券類)</p> <p>第5条 戦傷病者が戦傷病者乗車券類引換証によつて、旅客運賃又は急行料金を無料の取扱いで引き換えることのできる乗車券類は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第4号。以下「旅客規則」という。)第18条第1号に規定する普通乗車券とする。</p> <p>(2) 急行券 旅客規則第18条第2号に規定する立席特急券、自由席特急券、特定特急券及び普通急行券とする。ただし、前号の規定により引換えをした片道の営業キロが100キロメートルを超える普通乗車券を所持する戦傷病者が使用する場合には限るものとする。</p> <p>2 戦傷病者が戦傷病者急行券引換証(甲種)及び戦傷病者急行券引換証(乙種)によつて、指定席特急券、急行・指定特別車両券(A)、急行・寝台券及び急行・座席指定券を購入する場合は、次の各号に定めるところにより当該乗車券類と引換えることができる。</p> <p>(1) 特別急行列車の特別車両以外の座席指定車に乗車する場合(第2号及び第3号に掲げる場合を除く。)は、自由席特急料金又は特定特急料金と指定席特急料金との差額を支払う。</p> <p>(2) 特定特急料金が適用される区間を東京・博多間を運転する新幹線の特別急行列車のぞみ号又は新大阪・鹿児島中央間を運転する新幹線の特別急行列車みずほ号(以下これらを「のぞみ号等」という。)の指定席に乗車する場合(のぞみ号等とのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。)は、当該特定特急料金と、当該区間に対するのぞみ号等の通常期の指定席特急料金</p>

改正前	改正後
<p>からのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の通常期の指定席特急料金を差し引いた額とを合計した額と指定席特急料金との差額を支払う。</p> <p>(3) 東京・新青森間を運転する新幹線の特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）の指定席に乗車する場合（はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）は、通常期の指定席特急料金から530円を低減した額（特定特急料金が適用される区間をはやぶさ号等に乗車する場合は、当該特定特急料金と、当該区間に対するはやぶさ号等の通常期の指定席特急料金からはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の通常期の指定席特急料金を差し引いた額とを合計した額。）と指定席特急料金との差額を支払う。</p> <p>(4) 特別車両、寝台車 又は普通急行列車の座席指定車 に乗車する場合は、<u>所定の特別車両料金(A)、寝台料金及び座席指定料金</u>を支払う。</p> <p>3 前2項の規定により引換えをする乗車券類の有効区間は、戦傷病者が旅行に必要とする旅客鉄道会社線だけによる順路の区間とする。この場合、急行券の有効区間は、第1項第1号の規定により引換えをした普通乗車券の有効区間内に限るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>からのぞみ号等以外の新幹線の特別急行列車の通常期の指定席特急料金を差し引いた額とを合計した額と指定席特急料金との差額を支払う。</p> <p>(3) 東京・新青森間を運転する新幹線の特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）の指定席に乗車する場合（はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継ぐ場合を含む。）は、通常期の指定席特急料金から530円を低減した額（特定特急料金が適用される区間をはやぶさ号等に乗車する場合は、当該特定特急料金と、当該区間に対するはやぶさ号等の通常期の指定席特急料金からはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車の通常期の指定席特急料金を差し引いた額とを合計した額。）と指定席特急料金との差額を支払う。</p> <p>(4) 特別車両 又は寝台車に乗車する場合は、<u>自由席特急料金又は特定特急料金と特別車両料金又は寝台料金及び旅客規則第 57 条の3 第3項の規定により発売する指定席特急料金の合算額との差額</u>を支払う。<u>ただし、旅客の乗車する日が同条第1項第1号に定める期間内の日であるときは、所定の特別車両料金(A)又は寝台料金を支払う。</u></p> <p><u>(5) 普通急行列車の座席指定車に乗車する場合は、座席指定料金を支払う。</u></p> <p>3 前2項の規定により引換えをする乗車券類の有効区間は、戦傷病者が旅行に必要とする旅客鉄道会社線だけによる順路の区間とする。この場合、急行券の有効区間は、第1項第1号の規定により引換えをした普通乗車券の有効区間内に限るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>